

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合せ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

子育て・健康

ひとり親世帯のために

児童家庭課

☎ 973-4983

●児童扶養手当の支給

離婚等により、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間（心身に中程度以上の障害がある場合は20歳になる月まで）支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。

※平成22年8月より父子家庭も手当の対象となっています。

【手当の額】4月分より改正あり

・全部支給（月額）

41,550円（平成23年度）

41,430円（平成24年度）

一部支給（月額）

41,540円～9,810円

← 41,420円～9,780円

（平成24年度）

●母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成します。

【対象者】市内に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
- ・父子家庭の父と児童
- ・養育者が養育する父母のいない児童

※ただし、所得制限や資格要件等があります。

●母子家庭等日常生活支援事業

（ヘルパー派遣事業）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

●母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利子で資金の貸付けを行っています。申請窓口は市で、県（中部福祉保健所）の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

【資金の種類】

修学（児童）、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、転宅、就学支度、結婚、事業開始、事業継続など

母子家庭の母の資格取得と経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります

●母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%（8,001円以上で20万円以下）を支給します。

※受講開始前に必ずご相談ください。

●高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。

※事前にご相談ください。

特別児童扶養手当の支給について

児童家庭課

☎ 973-4983

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限等があります。

【手当の額】4月分より改正あり

●1級該当の児童1人につき

月額 50,550円（平成23年度）

← 月額 50,400円（平成24年度）

●2級該当の児童1人につき

月額 33,670円（平成23年度）

← 月額 33,570円（平成24年度）

特別障害者手当（20歳以上）・障害児福祉手当（20歳未満）について
障がい福祉課

☎ 973-5452

在宅の重度障害者（児）に対し、その著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害者（児）福祉の向上を図ることを目的としています。

【手当の額】4月分より改正あり

●特別障害者手当

月額 26,340円（平成23年度）

← 月額 26,260円（平成24年度）

●障害児福祉手当

月額 14,330円（平成23年度）

← 月額 14,280円（平成24年度）

●福祉手当（経過措置）

月額 14,330円（平成23年度）

← 月額 14,280円（平成24年度）

